

# 農業経営基盤強化促進法の基本要綱

〔平成24年5月31日付け24経営第564号〕  
農林水産省経営局長通知

最終改正：令和3年4月1日付け2経営第3412号

## 第1 本法の趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」といいます。）は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものです。

## 第5の2 青年等就農計画の認定制度

### 1 認定新規就農者制度の趣旨

認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が基本構想に示された農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた者に対して無利子資金の貸付け等の支援措置を重点的に講じようとするものです。

### 2 青年等就農計画の作成

- (1) 青年等就農計画の認定を申請する者（以下「就農計画申請者」といいます。）が作成する青年等就農計画は、告示に定める様式によるものとします（参考2）。
- (2) 都道府県（普及指導センターを含む。第5の2において同じ。）、市町村、育成センター、農業者研修教育施設等の関係機関・団体等は、青年等就農計画を作成しようとする青年等に対し必要な指導・助言を積極的に行うものとします。

### 3 青年等就農計画の認定申請

就農計画申請者は、その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始して5年以内の青年等を含む。以下同じ。）であって、青年等就農計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、その市町村の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができます。

#### (1) 青年等の範囲

青年等就農計画を作成することができる青年等とは、次のア～ウのいずれかのものとします。

##### ア 青年（18歳以上45歳未満）

ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると市町村長が認める場合には、50歳未満とします。

##### イ 65歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- (ア) 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
- (イ) 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の職務の提供の事業に3年以上従事した者
- (ウ) 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

(エ) 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上  
従事した者

(オ) (ア) から (エ) までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると  
認められる者

ウ ア又はイに掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が  
役員を過半数を占める法人

(2) 就農計画申請者に関する留意事項

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の年齢は、農業経営の開始時の年齢  
で判断します。ただし、法人にあっては、登記日等農業経営を開始したと判  
断できる日における役員等の年齢で判断することとします。また、認定後に農  
業経営を開始する青年等にあっては、農業経営開始後直ちに様式第2-2号  
により市町村に報告することとします。

イ 次の(ア)及び(イ)については、農業経営の開始に当たり自らが行う農  
業経営についての収支を明らかにし、親族(三親等以内の者をいう。)の経  
営との区分を明確にするため、自らの農業経営の経営収支に関する帳簿の記  
載と自己の預貯金口座の開設を行うことが必要です。

(ア) 親族の農業経営とは別に新たに農業部門の経営を開始する場合

(イ) 農業経営の継承者が親族の農業経営を全部または一部継承して農業経営  
を開始する場合

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等には、過去に農業従事の経験がある  
が、現在は農業以外の職業に従事している者であって、新たに農業経営を営  
もうとする青年等も含まれます。

エ 新たに農業経営を営もうとする青年等には、農業法人等の従業員として現  
に農業に従事している者も含まれます。

(3) 複数市町村にまたがる経営の取扱い

複数市町村において認定を希望する者は、それぞれの市町村に対して同一の  
青年等就農計画の内容で認定申請を行うことができます。

また、いずれかの市町村において既に認定を受けている者が、新たにそれ以  
外の市町村に認定申請を行う場合には、認定申請書に既に認定を受けた青年等  
就農計画及び当該計画に係る認定書を添付し、新たに認定申請を行う市町村に  
提出してください。

(4) 夫婦等の共同申請の取扱い

① 次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による青年  
等就農計画の認定の共同申請を認めることとします。

ア 就農計画申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一  
の世帯に属していた者(その者の配偶者を含みます。)であること。なお、  
「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とします。

イ 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営か  
ら生ずる収益が当該就農計画申請者の全てに帰属すること及び当該農業経  
営に関する基本的事項について当該就農計画申請者の全ての合意により決  
定することが明確化されていること。

ウ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

② 現在認定を受けている青年等就農計画に①で共同申請を認める共同経営者  
を追加する場合、又は現在認定を受けている青年等就農計画において共同申  
請された共同経営者が共同経営者でなくなる場合については、青年等就農計

画の変更により対応することができます。

#### 4 青年等就農計画の認定

##### (1) 青年等就農計画の認定要件

市町村は、申請された青年等就農計画が次に掲げる要件を満たす場合に、その認定を行うものとします。

- ① その計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであること。
- ② その計画が達成される見込みが確実であること。
- ③ 3の(1)イに掲げる者にとっては、その有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

また、その際の具体的な認定基準は別紙4-2に掲げるとおりとします。

##### (2) 青年等就農計画の認定に関する処理期間

就農計画申請者の円滑な農業経営の支障をきたさないよう、認定に要する標準的な処理期間の目安を定めて公表するように努めてください。

なお、青年等就農計画の変更の認定については、変更箇所についてのみ必要な確認を行うものであることから、標準的な処理期間にかかわらず速やかに手続を行ってください。

##### (3) 青年等就農計画の認定の通知

市町村が青年等就農計画の認定（変更の認定を含みます。）を行ったときは、様式第2-1号により、認定した旨を当該就農計画申請者に通知するとともに、青年等就農計画申請書の写しを付してその旨を関係市町村、関係市町村を区域とする都道府県、農業委員会、農地中間管理機構その他関係機関に連絡するものとします。

##### (4) 青年等就農計画の有効期間

青年等就農計画の有効期間は、青年等就農計画の認定をした日から起算して5年（既に農業経営を開始した青年等にとっては認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日まで）とします。

また、計画を変更した場合や、既に認定を受けている計画について新たに他の市町村で認定をした場合は、当該計画の有効期間は、当初認定した計画の有効期間の終期までとなります。

##### (5) 青年等就農計画の審査体制

市町村は、青年等就農計画の認定に当たっては、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1の第7の2（11）に定めるサポート体制又はこれに準じた関係者（以下「サポート体制等」といいます。）から意見を聴取することが適当です。  
なお、審査は、関係者による面接等の手段により行うことが望ましいと考えます。

また、人・農地プランに位置付けられた中心経営体については、人・農地プランの策定や見直しに際して設置した検討会において、既に客観的な審査が行われていることから、当該経営体が同様の内容で認定申請を行う場合には、サポート体制等による意見聴取等を省略することができるものとします。

##### (6) 青年等就農計画の広域認定に当たっての市町村等との連携

複数の市町村において青年等就農計画の認定を受けようとする場合で、認定申請を受けた市町村のみで認定の可否を判断し難い場合には、関係市町村又は

関係市町村を区域とする都道府県に対し、当該青年等就農計画の認定の可否を判断するために必要な情報の提供を求めること等により、適切に対応することとしてください。

#### (7) 青年等就農計画の却下等

市町村が認定申請を受けて、サポート体制等による意見聴取等の結果、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由、サポート体制等による意見聴取等の結果の内容を当該就農計画申請者に書面により通知するものとします。

就農計画申請者に通知する却下の理由は、(1)の①～③に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載してください。

### 5 青年等就農計画のフォローアップ等

認定新規就農者は、青年等就農計画に沿って農業経営の確立に向けた取組を着実に進めるため、毎年、市町村に青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について、参考様式19-1を活用するなどの方法により、報告するものとします（農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第6の2の(6)アの規定に基づき、就農状況報告を提出している場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について報告しているとみなします。）。

市町村は、毎年、認定新規就農者の青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等について、参考様式19-2を活用し面談するなどの方法により、把握するものとします（農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第7の2(5)の規定に基づき、市町村が確認をしている場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等を把握しているとみなします。）。

その上で、必要な場合には、都道府県、農業協同組合、農業委員会、株式会社日本政策金融公庫、育成センター、4の(5)に掲げるサポート体制等、第5の5に掲げる専門家等と連携して指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理するものとします。

このような取組により、青年等就農計画の最終年である5年目においては、当該青年等就農計画に記載された目標が確実に達成されるよう努めてください。

### 6 青年等就農計画の変更

認定新規就農者が認定就農計画を変更するに当たっては、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農時における目標の営農部門、就農地を変更する場合や、2割以上の増減を伴って所得目標又は、年間農業従事日数を変更する等場合等には、当該変更について市町村の認定を必要とします。

### 7 青年等就農計画の取消し

#### (1) 取消事由

青年等就農計画の取消事由は、次によるものとします。

- ① 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。
- ② 認定新規就農者が、青年等就農計画に従って必要な措置を講じていないと認めるとき。なお、病気、災害等のやむを得ない理由により営農を休止する場合は必ずしも取消事由とはなりません。
- ③ 法人にあっては第5の2の3(1)ウに掲げる要件を満たさなくなったとき。

## (2) 留意事項

- ① 市町村は、認定新規就農者が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合には、当該認定の取消しを行うこととします。
- ② 認定の取消しに当たっては、十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、計画の審査に関与した関係機関・団体等の意見も聴取した上で措置することとしてください。  
なお、認定の取消しは、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分に関し、当該認定の取消しに該当することに留意してください。
- ③ 市町村は、青年等就農計画を認定する際においても、当該計画に記載された措置を講じていないと認められる場合には認定を取り消すことがあり得る旨を周知することが必要です。

## (3) 認定の取消手続

行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりです。

- ① 取消しを行う旨及び聴聞を行う旨の通知の発出
  - ア 市町村は、認定の取消しの対象となる認定新規就農者に対し、事前に認定の取消しを行う旨を書面により通知します。その際、取消しの理由について、認定要件に照らしどのように抵触するのか、又は青年等就農計画に従い必要となるといった措置を講じていないのかを具体的に提示することとします。
  - イ アに併せて、市町村は、聴聞を行う旨を通知します。
  - ウ 市町村は、当該通知の発出から聴聞の開催までに十分な期間をとるとともに、当該通知に、行政手続法第15条第1項及び第2項に定められた事項のほか、代理人を選定することができること、聴聞に正当の理由なく出頭しなかった場合は聴聞を終結すること等について記載します。
- ② 聴聞の開催
  - ア 市町村は、聴聞の開催までに、聴聞の主宰者を指名します。
  - イ 主宰者は、聴聞において審理を行い、審理の経過を記載した調書を聴聞の期日ごとに速やかに作成します。また、聴聞の終結後、速やかに、認定の取消しの原因となる事実に対する認定新規就農者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、調書とともに市町村に提出します。
- ③ 取消通知の送付
  - 市町村は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定新規就農者に対し、その旨を通知します。その際、取消しの理由とともに、当該市町村に対して行政不服審査法による審査請求ができる旨及びその期間（原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月又は当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）並びに当該市町村を被告として行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することができる旨及びその出訴期間（原則として、当該処分があったことを知った日から6か月又は当該処分の日から1年を経過したとき）を記載します。

取消しを通知したときは、4の(5)のサポート体制等、都道府県、育成センター及び農業委員会等の機関及び青年等就農資金等、12に掲げる資金の貸付けを行う融資機関に連絡するものとします。

## 8 青年等就農計画の認定における例外措置

認定就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者のうち、やむを得ない事情により農業経営の開始時期が認定時の予定から遅れたことにより、計画の有効期間が農業経営開始から起算して5年を経過する日より前に満了する者にあつては、当初の農業経営の開始時期からやむを得ない事情により、農業経営の開始が遅れた期間について、追加で青年等就農計画の申請及び認定を受けることができます。

## 9 青年等就農計画の失効

青年等就農計画の有効期間内に経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合には、経営改善計画の認定の日をもって、当該青年等就農計画の効力を失います。

## 10 認定農業者への円滑な移行

- (1) 青年等就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者は、継続的に自らの経営の改善に取り組むことが重要です。
- (2) このため、市町村は、関係機関・団体等と連携し、認定期間を満了する認定新規就農者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって、認定農業者制度の目的・意義等を周知した上で、経営改善計画の作成を促すよう努めてください。

## 11 認定新規就農者に対する農地集積について

- (1) 認定新規就農者への農地集積を促進する仕組みとして、法では、

- ① 農業委員会が行う農用地の利用関係の調整
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農地中間管理機構が行う特例事業
- ④ 農用地利用改善事業

といった農地の流動化を進める事業が制度化されており、これらの事業を活用して認定新規就農者へ農地の集積を図ることができます。

①から④までの制度の具体的な運用については、第6から第10までに掲げるとおりです。

また、①から④のほかに、農地中間管理事業法により、農地中間管理機構が分散・錯綜した農地利用を整理し、農地集積を促進する仕組みがあり、この制度を活用し、認定新規就農者へ農地の集積を図ることができます。

- (2) これらの農地集積に関する制度を推進する市町村及び関係機関は、その地域で人・農地プランが作成又は更新される場合には、その準備段階から議論に参加してください。また、中心経営体が青年等就農計画の認定を受けた場合は、地域の農業者の合意の下に農地が中心経営体に集積するプロセスが明確になっていますので、市町村及び関係機関・団体等は、青年等就農計画に掲げる目標年度までに集積が進むよう積極的に支援してください。

## 12 認定新規就農者に対する資金の貸付け

認定新規就農者は、以下の（１）～（３）に掲げる資金を借り受けることができます。

### （１）青年等就農資金

認定新規就農者は、青年等就農計画の目標達成を図ろうとするのに必要な資金として、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」といいます。）から青年等就農資金の借入れを行うことができますが、その内容は青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）により定められています。

### （２）経営体育成強化資金

認定新規就農者は青年等就農計画の目標達成のために必要な農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）の取得のために経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIの1の（2）に掲げる資金に限る（沖縄県にあっては、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2の1の（2）に掲げる資金に限る。）。）の借入れを行うことができますが、その際、貸付限度額は1,000万円とし、据置期間を3年以内から5年以内に延長する特例措置があります。

### （３）農業近代化資金

認定新規就農者は青年等就農計画の目標達成のために必要なものに農業近代化資金の借入れを行うことができますが、その際、据置期間を原則3年以内から5年以内に延長するとともに、償還期限を原則15年以内から17年以内に延長する特例措置があります。

## 13 関係機関等に対する認定新規就農者に関する情報の提供

認定新規就農者が青年等就農計画に沿って経営の確立に向けた取組を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関・団体、個々の青年等就農計画で就農地としている市町村及び当該市町村を区域とする都道府県等においても認定新規就農者に関する情報を有しておくことが適当です。特に、法第30条の2に定めるとおり、国、都道府県、市町村及び農業委員会においては、認定新規就農者に関する情報を内部で利用又は相互に提供することができます。

農業協同組合法においては、農業協同組合の理事の過半数を、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないとされているところ、この原則によらなくてよい場合として、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）において理事の定数の一定割合以上が認定農業者に準ずる者（農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第1号に規定する認定農業者に準ずる者をいう。以下同じ。）である場合等が規定されています。認定新規就農者は、この認定農業者に準ずる者に該当する者とされています。

このため、法第30条の2に定める場合のほか、市町村が認定新規就農者に関する情報を関係機関・団体等へ提供する際は、別紙5を参考にしつつ適切に対応することとしてください。

## 14 国・都道府県等の援助等

### （１）青年等の就農促進に関する業務を行う団体及び機関の相互の連携

青年等の就農促進のための効率的な支援体制の整備を図るため、都道府県、青年農業者等育成センター、都道府県農業委員会ネットワーク機構、指導農業者会、経営者会議、都道府県の区域を事業実施地域とする農地中間管理機構、農業協同組合及び農業協同組合連合会、融資機関（株式会社日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、農林中央金庫）、厚生労働省都道府県労働局及び公共職業安定所等の関係機関・団体等は役割分担を行い、相互に有機的連携をもって取組を進めるよう努めるものとします。

また、全国的な就農情報を活用した就農促進を図るため、必要に応じ、全国新規就農相談センター等との連携も行うよう努めるものとします。

## （２）援助

青年等の就農促進のために、育成センターは新たに農業経営を営もうとする青年等や、農業法人等への就職を希望する者、青年等を雇用しようとする農業者及びこれらの者の関係者からの就農相談に応じるものとします。

また、都道府県及び育成センターは認定新規就農者への指導・助言を積極的に行うほか、関係機関・団体等の就農促進関係業務等への助言・指導等に努めるものとします。

その際、関係機関・団体等が相互に連携を図りつつ、認定新規就農者に対する助言・指導等の的確な実施が確保されるよう配慮するものとします。